

令和2年9月18日

保護者様

市川市立八幡小学校
校長 吉野 和雅

本校の教育活動の進め方について

白露の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より、本校の教育に対しまして、ご理解、ご協力をいただきありがとうございます。ありがとうございます。

さて、令和2年9月18日付けで市川市教育委員会、市川市校長会連絡協議会から出されている「(新たな学校生活スタイルガイドライン)」が再改訂されました。

つきましては、「市川市立八幡小学校新型コロナウイルス感染症防止対策ガイドライン」も再改訂いたしましたのでご確認ください。改訂された部分は、赤字になっている部分となります。

今後も実態と状況に応じて見直し、見直した内容につきましては、ホームページなどを活用し、適宜、お知らせいたします。

引き続き、各家庭におかれましても、お子様の体調管理、指導をお願いします。

市川市立八幡小学校新型コロナウイルス感染症防止対策ガイドライン (9.18改訂版)

1 登校前

- 毎朝、検温を行い、安静時でも 37.0℃以上の児童は登校を控えてください。ただし、平熱が高い場合には、平熱+0.5℃以上を発熱の目安とします。
 - 朝の検温で 37.0℃以上の場合や、風邪症状による欠席は校長判断により出席停止扱いにすることができます。学校に電話にてご相談ください。
 - 発熱がない場合であっても、強い倦怠感、咳が出る、のどに異常を感じる、においや味の異常が見られるときは登校を控えてください。
 - 家庭における検温の結果や健康状態については、「健康観察カード」に記録をし、毎日持参してください。同居する家族の健康状態も記録してください。
 - お子様がPCR検査を受けることが決まった場合は、学校に連絡の上、その日から陰性が確認されるまで登校を見合わせてください。さらに、濃厚接触者でPCR検査を受けた場合は、陰性が確認された後も2週間程度自宅待機となります。
 - 児童生徒と同居する家族が厚生労働省接触アプリ「COCOA」から、陽性者との接触連絡を受けた場合は、アプリの指示に従い、必要に応じてPCR検査を受検するよう勧める。
 - 児童生徒と同居する家族が濃厚接触者としてPCR検査を受ける場合、または新型コロナウイルス感染を疑うような発熱、強い倦怠感、咳が続く、のどに異常を感じる、においや味覚の異常を感じるなどの症状が見られる場合は、学校に連絡の上、感染予防のため、お子様の登校を見合わせていただき健康観察をお願いいたします。
- ※この場合、「出席停止」の措置をとりますので、お子様は欠席にはなりません。
- お子様及び同居する家族に軽い風邪症状等が4日以上続く場合は、必ず帰国者・接触者相談センターに相談をしてください。なお、症状には、個人差がありますので、強い症状と思う場合はすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない場合も同様です。

【帰国者・接触者相談センター連絡先】

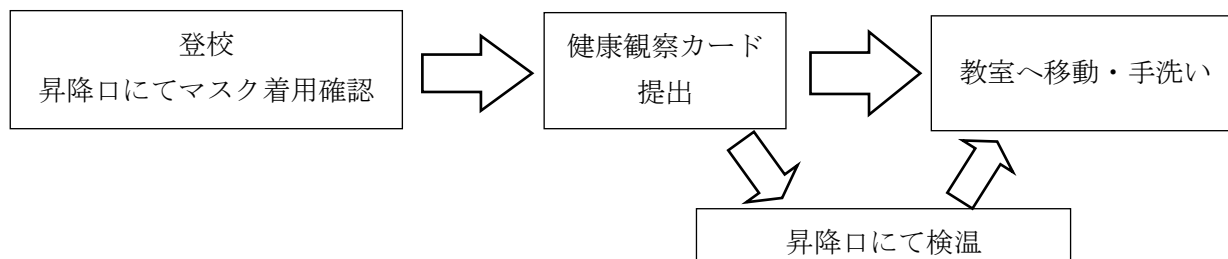
平日（午前9時～午後5時） 市川健康福祉センター（市川保健所）電話 047-377-1103

平日時間外（午後5時～午前9時）、土曜日、日曜日、祝日（24時間）

県庁電話相談窓口（コールセンター）電話 0570-200-613

2 学校生活①

- 毎日、登校時に昇降口で、職員がマスクの着用や健康観察カードから発熱や風邪症状等がないことを確認します。
- 朝、体温を測り忘れた、または、健康観察カードを忘れた児童は、昇降口で検温します。状況によって、帰宅させることがあります。その際は、お迎えをよろしくお願いたします。



- 教室に入ったらすぐ手洗いをするよう指導します。そのほか「休み時間の後」「トイレの後」「給食の前」「そうじ後」「運動後」などにこまめに手洗いをするよう指導します。
- 手洗いは基本的に「流水」と「石けん・ハンドソープ」で行うよう指導します。
- 朝の会等で担任が健康観察カードを回収し、健康状態を確認します。

- 気候上可能な限り常時、可能であれば対角線上の2か所以上の窓を開けておきます。加えて、休み時間には、出入り口のドアも開放するなど換気を徹底します。
- エアコン使用時においても換気を行います。
- 教室内で互いにできるだけ距離をとれるように座席を離し、大声を出す活動は控えます。
- 原則、授業は黒板の方向を向く形で行うが、グループ学習などの活動を行う場合には、マスクの着用を徹底し、話す向きに気を付け、人数を減らすなどの工夫をして行います。
- こまめな水分補給を児童に促します。授業中にも水分補給を行うことを認めます。これは、マスク着用時は、のどの渇きに気付きにくく、またのどにウイルスが付着した状態を短くするためです。
- 激しい運動は免疫力を低下させ、感染リスクが高まるため、過度な運動は控えます。

3 学校生活②

- 休み時間、密集する遊びや近距離で組み合ったり、接触したりする遊びは避けよう指導します。
- 給食の配膳を行う児童および教職員は、手洗いを徹底し、健康観察の上、衛生的な服装で、必要以上の会話をせずに配膳します。
- 給食の際もグループは作らず、前を向いた状態の席で喫食し、会話を控えます。
- 1日1回以上、箇所(ドアノブ・手すり・スイッチなど)を消毒いたします。
- 清掃活動では、マスク着用のうえ雑巾がけも行います。終了後は流水とハンドソープ等で手洗いを徹底します。

4 学校生活③【熱中症対策】

熱中症アラートが発令された場合は以下のように対応します。

- (1) 発令された時点で校内放送等で全校児童及び教職員に周知します。
- (2) 屋外での運動や学習活動、遊び等は一切行いません。
- (3) 体育館での運動も行いません。
- (4) 教室(室内)での対応について
 - 窓を閉め、空調を強めて室温を下げます。
 - マスクを外します。
 - 水分を補給します。
- (5) 登下校時も同様に気温・湿度や暑さ指数が高い時はマスクを外すよう指導します(自分で判断が難しい児童へはとくに積極的に声をかけます)。※マスクを外す場合は、人と十分な距離を確保する、会話を控えることについても指導します。
- (6) 冷やしタオルや冷感タオル、首に巻く保冷剤等は持参可能です。

5 各教科等における感染防止対策等

実技を伴う学習については、原則次のように展開します。

- (1) 音楽科
 - 歌唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカの活動は、マスクを着用し、十分な換気のもと、適切な距離を保って行います。
 - リズム遊びなどは、友達との接触がないようにします。
- (2) 図画工作科
 - 児童同士が近距離で行う共同制作作業や鑑賞は避けます。
- (3) 体育科
 - 授業におけるマスクの着用は必要ありません。
 - 運動前後の手洗いうがいや除菌行為については、教材教具を共有する場合も含め、指導を徹底します。
 - 可能な限り、屋外で授業を行います。また、体育館等屋内で行う場合は、2方向の窓を開

けるなど、十分に換気を行います。

(4) 家庭科

○調理実習を実施する場合は、身支度や手洗いの徹底をし、一つの班の人数を少なくして、配置を工夫するなど、感染症防止対策を行う。また、家庭科室、調理器具及び食器等の衛生管理を徹底します。

○調理したものを食べる際には、調理した料理は調理した班のみでその場で食すこととし、飛沫飛散防止のため、対面を避け、会話は控えるなどの対応をとります。

(5) 外国語活動 外国語科

○授業で発声するときは、マスクの着用をした上で、なるべく大声にならないような対面を避工夫をしながら行います。

(6) 総合的な学習の時間

○人との関わりをもつ活動を行う場合は、直接的な接触を避けるなど、感染症防止対策を十分行っただうえで実施します。

○情報の収集、分析、まとめなども、手紙、ネット、書籍、電話等を中心に行います。直接触れ合わなくても、多くの人が共有できるものを活用していきます。

(7) 特別活動

○児童会活動における異年齢集団や、生徒会活動におけるボランティア活動などは、直接的な接触を避けるなど、感染防止対策を十分に行っただうえで実施する。

6 学校からの情報発信について

○ホームページ等を活用し、感染防止に係る取組や、学校行事予定などの情報を速やかに発信するようにいたします。

○児童の学校での様子をブログやコミュニティールーム内のやわタンチャンネルなどで、お知らせするようにいたします。

7 ガイドラインの見直しについて

実態と状況に応じて見直し、見直した内容につきましては、ホームページなどを活用し、適宜、お知らせいたします。